

国民年金保険料の申請免除について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合に、申請して認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料免除・納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間として計算されるほか、けがや病気や障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。(要件あり)

申請免除の種類

- 全額免除
- 一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)
 - *一部免除の場合は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。
- 納付猶予
 - *承認期間は7月から翌年6月末までです。

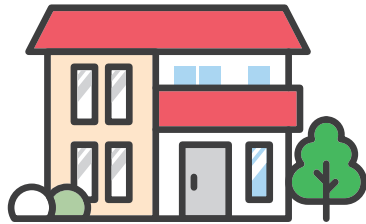
申請できる方

- 前年所得が基準額以下の方(基準額は世帯構成により異なります。)
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- 失業や被災により保険料を納付することが困難な方

申請に必要なもの

- 年金手帳又はマイナンバーカード
- 雇用保険受給資格者証等の写し(失業の理由により申請される方)

申請場所 町民課(仁多庁舎)、税務課(横田庁舎)



お問い合わせ

松江年金事務所 電話: 0852-23-9540(代表) *音声案内2番→2番
町民課 戸籍係 電話: 54-2510 有線: 31-5000(内線5109)

令和6年10月(12月支給)から児童手当制度が一部変更になります

改正のポイント

- 1 支給対象の拡大**
0歳から18歳年度末(高校生年代)までの児童が支給対象になります。
- 2 所得制限なし**
特例給付を受けていた方、所得超過で受給対象外であった方が児童手当を受給できるようになります。
- 3 多子カウント対象の拡大**
0歳から22歳年度末のお子さんを多子としてカウントし、第3子以降の児童を認定します。
- 4 第3子以降の手当加算の増額**
多子カウントで第3子以降と認定された0歳から18歳年度末(高校生年代)の児童への支給額が一律30,000円になります。
- 5 支給回数の変更**
年6回(偶数月)にその月の前2カ月分の児童手当を支給します。
(例: 12月支給は10月・11月分を支給)



○制度改正に伴い、児童手当の「認定」・「増額」の対象となる方で、手続きが必要な方と不要な方がいます。
 ○手続きが必要な方には申請書等をお送りしています。同封の書類をご確認、必要事項をご記入の上、下記【提出先】までご提出ください。
 詳しくは町ホームページをご覧ください。

【提出先】 仁多庁舎 こども家庭支援課、横田庁舎 税務課
【お問い合わせ】 こども家庭支援課 電話: 54-2504 有線: 31-5000(内線5163)

島根県立大学×奥出雲町 島根の地域医療フィールド学習



八川地区高齢者サロンでの交流の様子

小馬木サロンでの交流の様子

8月28日から29日にかけて、島根県立大学看護栄養学部学生11人が来町し、高齢者サロンや奥出雲病院等で見学や体験学習をおこないました。
 この取り組みは、2年生の授業科目「島根の地域医療」の一環で、保健師や看護師、管理栄養士等を目指す学生が中山間地域で保健医療福祉の実践活動を行い、地域医療への理解と関心を深めることを目的としています。
 一日目、学生たちは亀高、八川、小馬木の高齢者サロンを訪問して血圧測定や健康体操、学生が準備したゲームなどを行い、地域の皆さんと交流を図りました。このほか、ヘルスメイトさんとの意見交換や石田豆腐店さんによる豆腐作りにも挑戦し、食の大切さを学びました。
 二日目は、奥出雲病院での病棟業務や訪問看護、訪問栄養指導の見学等を行い、医療現場の状況を実際に目で見て勉強しました。
 学生たちは、「町内での見学・体験、地域の皆さんとの交流を通して、中山間地域の課題や地域医療の現場など、大学での勉強だけでは分からないことを知ることができた。今後の勉強に活かしていきたい」と話していました。



(予約・お問い合わせ)
 奥出雲町地域包括支援センター
 電話: 54-2512
 有線: 31-5000
 (内線5283)

認知症講座「認知症世界の歩き方」
 認知症のある方が見ている風景や生きている世界を当事者の視点で学ぼう!!
 日時 10月9日(水) 午前10時~11時30分
 場所 仁多庁舎1階 タウンホール
 *予約が必要です

認知症冊子のパネル展示
 期間 9月11日(水)~24日(火)
 場所 仁多庁舎1階 タウンホール
 *展示期間等変更になる場合があります

「共に生き ともに歩もう 認知症」
 (奥出雲町での取り組み)
 認知症について展示・冊子配布
 期間 9月20日(金)~26日(木)
 場所 カルチャープラザ仁多 図書室
 時間 図書館 開館時間

2024年度アルツハイマーデー標語
 世界アルツハイマーデー(9月21日)は国際アルツハイマー病協会が認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策の充実を目的に1994年に制定。
 また、9月をアルツハイマー月間として世界各国で啓発活動を行っています。
 (認知症の人と家族の会より引用)

9月21日は
世界アルツハイマーデー(認知症の日)



骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)となられた方へ通院費等を助成します

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞提供者となられた町民を対象に、骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じた額を助成します。(1回の骨髄等の提供につき14万円を限度)町が定める申請書兼請求書に必要書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から60日以内に健康福祉課まで申請してください。

対象・申請方法等の詳細については、町のホームページ又は健康福祉課へご確認ください。

【お問い合わせ】
 健康福祉課 電話: 54-2781
 有線: 31-5000(内線5141)

10月は 臓器移植普及推進月間

骨髄バンク推進月間

10月10日は 目の愛護デー

移植医療は、医療従事者と患者さんだけではなく、第三者の方からの善意によるご提供から成り立っています。

『提供したい』『提供したくない』どちらも一人ひとりの平等で大切な意思です。大切な意思を表示し、家族で話し合う機会をもちましょう。



お問い合わせ
 しまねまごころバンク
 (出雲市塩冶町223-7)
 電話: 0853-22-2556